

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 条 例

ページ

- 北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例【消防局警防部消防団課】 5

◇ 規 則

- 北九州市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則【環境局循環社会推進部業務課】 6
- 北九州市会計規則等の一部を改正する規則【会計室】 8
- 北九州市会計規則の一部を改正する規則【会計室】 10
- 北九州市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則【消防局警防部消防団課】 11

◇ 告 示

- 北九州市高齢者等緊急通報システム事業実施要綱の廃止【保健福祉局地域福祉部長寿社会対策課】 12
- 北九州市児童相談所に配置する児童心理司及び児童福祉司の数【子ども家庭局子ども総合センター】 13
- 特定教育・保育施設の確認【子ども家庭局子ども家庭部幼稚園・こども園課】 14
- 特定地域型保育事業者の確認【子ども家庭局子ども家庭部幼稚園・こども園課】 16
- 土壌汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の指定の一部解除【環境局環境監視部環境監視課】 17
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課】 18
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課】 19

◇ 訓 令

- 北九州市会計管理者事務の専決等に関する規程の一部を改正する訓令
【会計室】

20

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、次のとおり関係規定を改めることにしました。

- 1 公務災害補償に係る補償基礎額を改定することにしました。
- 2 障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を事故発生日における法定利率に改めることにしました。

この条例は、令和2年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正に伴い、次のとおり関係規定を改めることにしました。

- 1 浄化槽保守点検業者の登録の申請書に添付する図書及び営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の氏名等の変更の届出書に添付する書類に、浄化槽管理士の市長が指定する研修の受講を証明する書類を追加することにしました。
- 2 浄化槽保守点検業者が営業所に置く浄化槽管理士にその機会を与えなければならない研修を定めることにしました。
- 3 令和2年4月1日に登録を受けている浄化槽保守点検業者については、1の追加は、令和4年4月1日から適用する経過措置を設けることにしました。

この規則は、1及び3については令和3年4月1日から、2については令和2年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市会計規則等の一部を改正する規則

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、次に掲げる関係規則において賃金の項目を削除するほか、会計年度任用職員の給料、報酬等に関し、予算上の取扱いを定める等のため関係規定を改めることにしました。

- 1 北九州市会計規則
- 2 北九州市支出負担行為整理区分規則
- 3 北九州市予算規則
- 4 北九州市病院事業財務規則

この規則は、令和2年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市会計規則の一部を改正する規則

特定保育所における保育に係る保護者等から徴収する保育料の収納の事務を私人に委託する等のため、関係規定を改めることにしました。

この規則は、令和2年4月1日から施行することにしました。

◇北九州市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 常時介護を要する状態の者に係る介護補償について、費用を支出して介護を受けた日があるときの介護補償の月額限度額については16万6,950円に、親族等による介護を受けた日があるときの介護補償の月額については7万2,990円に、それぞれ引き上げることにしました。
- 2 随時介護を要する状態の者に係る介護補償について、費用を支出して介護を受けた日があるときの介護補償の月額限度額については8万3,480円に、親族等による介護を受けた日があるときの介護補償の月額については3万6,500円に、それぞれ引き上げることにしました。

この規則は、令和2年4月1日から施行することにしました。

北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第22号

北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

北九州市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年北九州市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改め、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

付則第14項第2号、第15項、第22項第2号及び第23項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中「12,400円」を「12,440円」に、「13,300円」を「13,320円」に、「10,600円」を「10,670円」に、「11,500円」を「11,550円」に、「8,800円」を「8,900円」に、「9,700円」を「9,790円」に改め、同表の備考第1項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第3条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた北九州市消防団員等公務災害補償条例第3条第1項に規定する公務災害補償（以下「公務災害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第2条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた公務災害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

北九州市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第27号

北九州市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則（昭和60年北九州市規則第62号）の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分中「に規定する規則」を「の規則」に改め、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

（3） 営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の条例第9条の2の規則で定める研修の受講を証明する書類

第5条第4号中「写し」の次に「及び条例第9条の2の規則で定める研修の受講を証明する書類」を加える。

第11条を第12条とする。

第10条中「に規定する身分」を「の身分」に改め、同条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条第1項各号列記以外の部分中「に規定する規則」を「の規則」に改め、「の各号」を削り、同条第2項中「に規定する帳簿」を「の帳簿」に改め、同条を第9条とする。

第7条各号列記以外の部分中「に規定する規則」を「の規則」に改め、「の各号」を削り、同条を第8条とする。

第6条の次に次の1号を加える。

（浄化槽管理士の研修）

第7条 条例第9条の2の規則で定める研修は、浄化槽の保守点検に関する必要な知識及び技術の向上に資するものとして市長が指定する研修とする。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第4条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に1号を加える改正規定及び第5条第4号の改正規定並びに次項の規定は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に登録を受けている浄化槽保守点検業者については、改正後の第4条第3号及び第5条第4号の規定は、令和4年4月1日から適用する。

北九州市会計規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第28号

北九州市会計規則等の一部を改正する規則

(北九州市会計規則の一部改正)

第1条 北九州市会計規則(昭和39年北九州市規則第49号)の一部を次のように改正する。

第52条第1項第4号中「及び賃金」を削る。

(北九州市支出負担行為整理区分規則の一部改正)

第2条 北九州市支出負担行為整理区分規則(昭和39年北九州市規則第51号)の一部を次のように改正する。

別表第1の4の項中「及び賃金」を削り、同表の7の項を削り、同表中8の項を7の項とし、9の項から28の項までを1項ずつ繰り上げる。

(北九州市予算規則の一部改正)

第3条 北九州市予算規則(昭和40年北九州市規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表の1の項中「委員報酬」を「委員報酬
会計年度任用職員報酬」に改め、同表の

3の項中「期末手当(特別職)」を「期末手当(特別職)
期末手当(会計年度任用職員)」に改

め、同表の4の項中「雇用保険料等(報酬・給料)
雇用保険料等(賃金)」を「雇用保険料等(報

酬・給料)」に改め、同表中

「

7 賃金	
8 報償費	
9 旅費	

」を

「

7 報償費	
8 旅費	旅費 費用弁償(会計年度任用職員)

」に

改め、同表中10の項を9の項とし、11の項から28の項までを1項ずつ繰り上げる。

(北九州市病院事業財務規則の一部改正)

第4条 北九州市病院事業財務規則（平成31年北九州市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第33条第1項第3号中「及び賃金」を削る。

付 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

北九州市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 2 9 号

北九州市会計規則の一部を改正する規則

北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 0 条の見出し中「又は収納事務」を「及び収納の事務」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分中「第 8 号及び第 9 号に掲げる歳入」を「第 1 号及び第 8 号から第 1 0 号までに掲げる歳入（第 1 号に掲げる歳入にあつては、北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 2 7 号）第 2 条の 2 第 1 項に規定する保育料に限る。）」に改め、同項に次の 1 号を加える。

（ 1 0 ） 北九州市子ども・子育て支援法施行細則（平成 2 7 年北九州市規則第 2 0 号）第 9 条第 1 項に規定する保育料

第 4 0 条第 3 項中「第 7 号まで」の次に「及び第 1 0 号」を加え、同条第 5 項中「及び第 9 号」を「、第 9 号及び第 1 0 号」に改める。

付 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

北九州市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 3 1 号

北九州市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

北九州市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和 4 4 年北九州市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 の常時介護を要する状態の（1）の項中「1 6 万 5, 1 5 0 円」を「1 6 万 6, 9 5 0 円」に改め、同表の常時介護を要する状態の（2）の項中「7 万 7 9 0 円」を「7 万 2, 9 9 0 円」に改め、同表の随時介護を要する状態の（1）の項中「8 万 2, 5 8 0 円」を「8 万 3, 4 8 0 円」に改め、同表の随時介護を要する状態の（2）の項中「3 万 5, 4 0 0 円」を「3 万 6, 5 0 0 円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第 4 の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

北九州市告示第105-2号

北九州市高齢者等緊急通報システム事業実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和2年3月31日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市高齢者等緊急通報システム事業実施要綱を廃止する告示

北九州市高齢者等緊急通報システム事業実施要綱（平成元年北九州市告示第275号）は、廃止する。

付 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

北九州市告示第127号

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第12条の3第6項第1号及び第7項並びに第13条第1項、第2項及び第7項の規定により、北九州市児童相談所に配置する心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員（以下「児童心理司」という。）及び児童福祉司の数を次のように定め、令和2年4月1日から施行する。

北九州市児童相談所に配置する児童福祉司の数（平成28年北九州市告示第409号）は、廃止する。

令和2年4月1日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 法第12条の3第7項の児童心理司の数は、17人以上とする。
- 2 法第13条第2項の児童福祉司の数は、44人以上とする。
- 3 法第13条第7項の指導教育担当児童福祉司の数は、7人以上とする。

北九州市告示第128号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定により特定教育・保育施設の確認を行ったので、同法第41条第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月2日

北九州市長 北 橋 健 治

事業所の名称	種類	所在地	事業者の名称	確認年月日
門司聖母幼稚園	幼稚園	北九州市門司区別院1番21号	学校法人福岡カトリック学園	令和2年4月1日
西南女学院大学短期大学部附属シオン山幼稚園	幼稚園	北九州市小倉北区井堀一丁目3番1号	学校法人西南女学院	令和2年4月1日
濟世第一幼稚園	幼稚園	北九州市八幡東区前田三丁目4番6号	学校法人濟世学園	令和2年4月1日
槻田くるみ幼稚園	幼稚園	北九州市八幡東区山路二丁目11番27号	学校法人中島学園	令和2年4月1日
認定こども園長行幼稚園	認定こども園	北九州市小倉南区長行西四丁目12番1号	学校法人田渕学園	令和2年4月1日
認定こども園曾根ひかり幼稚園	認定こども園	北九州市小倉南区中曾根一丁目7番1号	学校法人ひかり学園	令和2年4月1日
認定こども園愛の園保育園	認定こども園	北九州市小倉北区下到津二丁目15番25号	社会福祉法人シオンの丘	令和2年4月1日
認定こども園あけぼの愛育保育園	認定こども園	北九州市小倉南区沼緑町二丁目1番40号	社会福祉法人愛育会	令和2年4月1日
認定こども園洗心保育園	認定こども園	北九州市小倉南区大字貫795番地の1	社会福祉法人竜玉会	令和2年4月1日
認定こども園旭ヶ丘保育園	認定こども園	北九州市小倉南区大字木下8番地5	社会福祉法人志学会	令和2年4月1日
認定こども園槻田杉の実保育園	認定こども園	北九州市八幡東区槻田二丁目11番10号	社会福祉法人杉の実福祉会	令和2年4月1日

認定こども園 高見の森保育園	認定こども園	北九州市八幡東区高見五丁目3番6号	社会福祉法人 杉の実福祉会	令和2年4月1日
天籟寺保育所	保育所	北九州市戸畑区菅原一丁目5番7号	社会福祉法人 いわき福祉会	令和2年4月1日

北九州市告示第129号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第29条第1項の規定により特定地域型保育事業者の確認を行ったので、同法第53条第1号の規定により、次のとおり告示する。

令和2年4月2日

北九州市長 北 橋 健 治

事業所の名称	種類	所在地	事業者の名称	確認年月日
ANNES S O I C H I G O	小規模 保育事 業	北九州市八幡西 区三ヶ森四丁目 9番24号	社会福祉法人 薫風会	令和2年4 月1日
華里おひさま 保育園	小規模 保育事 業	北九州市八幡西 区八枝三丁目1 2番10号	社会福祉法人 もやい福祉会	令和2年4 月1日

北九州市告示第130号

特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定（平成28年北九州市告示第447号）により指定した区域について、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により当該区域の一部の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示によりその指定の一部を解除する形質変更時要届出区域に係る同法第15条第1項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

令和2年4月2日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 指定の一部を解除する形質変更時要届出区域
北九州市八幡西区大字浅川634番、659番1、659番4、659番6、大字小敷701番1、708番、709番1及び722番の各一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素^ひ及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

北九州市告示第131号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和2年4月2日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
メープル薬局小倉南店	北九州市小倉南区沼南町二丁目4 9番11号	令和2年4 月1日
門司港調剤薬局	北九州市門司区本町2番10号1 階	令和2年4 月1日

北九州市告示第132号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和2年4月2日

北九州市長 北 橋 健 治

精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の名称と所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称		指定自立支援医療機関の所在地	変更年月日
旧	たかぎクリニック	北九州市戸畑区浅生二丁目7番19号中央ビル2階	令和2年4月1日
新		北九州市戸畑区浅生二丁目7番2-103号	
旧	一般社団法人日本海員掖済会門司掖済会病院	北九州市門司区清滝一丁目3番1号	令和2年4月1日
新	公益社団法人日本海員掖済会門司掖済会病院		
旧	中央ビル調剤薬局	北九州市戸畑区浅生二丁目7番19号	令和2年4月1日
新	新生堂薬局戸畑浅生店	北九州市戸畑区浅生二丁目7番2号	

北九州市会計管理者訓令第1号

庁中一般

北九州市会計管理者事務の専決等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年3月31日

北九州市会計管理者 石井佳子

北九州市会計管理者事務の専決等に関する規程の一部を改正する
訓令

北九州市会計管理者事務の専決等に関する規程（平成19年北九州市会計管理者訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「、賃金」を削る。

付 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。